

規制改革アクションプラン「最重要6項目」の実施状況

1. 株式会社等による医療機関経営の解禁

【ポイント】 特区において、「自由診療」以外の前提条件を付さないこととすべき。

特区について、6月の中では、「自由診療」以外の前提（「高度先進医療」など）を、一切設けないこととすべき。
現存する62の株式会社病院の弊害もないなどの理由から、全国規模でも、早急に解禁すべき。

2. いわゆる「混合診療」の解禁（保険診療と保険外診療の併用）

【ポイント】 優秀な技術を持った病院には、現場の判断で、保険診療と保険外診療の組み合わせを認めるべき。
中医協などにおける関係者のみの協議で、個々の技術を役所が承認していく
「特定療養費制度」は、現場の創意工夫と医療技術の競争を促進しない。

現行のままでは、保険診療と保険外診療を同時に行うことができないため、別の病名を付けるなどして治療行為を2回に分断（いわゆる「分断診療」）し、患者の身体的・経済的負担を増大（非効率を通じて医療費全体も増大）。
また、海外で認められている治療行為であっても、保険の適用外という理由だけで、医師の診療機会、患者の受診機会が狭められている。

3. 医薬品の一般小売店における販売

【ポイント】 少なくとも「特例販売業」が取り扱える医薬品については、同様の許可を受けることにより、コンビニなどでも早急に販売できるようにすべき。

特例販売業は、薬剤師が不在でも、都道府県知事の指定により、一定の範囲の医薬品の販売が認められた店舗。
我が国全体で、「薬店」（12,794店）の1/3以上も存在（4,751店）。

4.幼稚園 保育所の一元化

【ポイント】 少なくとも特区において、両施設に関する行政を一元化し、施設設備・職員資格・職員配置・幼児受入などに関する基準を統一化すべき。

【幼稚園関係】 全国規模において、早急に実現

幼稚園のみ禁止されている株式会社等による設置等の解禁 (特区では解禁)

入園年齢制限 (満三歳から、特区では満二歳に達した日の翌年度4月から)の緩和 など

【保育所関係】 少なくとも特区において、直ちに実現

保育所のみ義務付けられている「調理室」設置義務の廃止

入所制限の緩和 (保育に欠ける子のみならず誰でも可能に) など

5.株式会社、NPO等による学校経営の解禁

【ポイント】 特区において、直ちに「公設民営方式」を解禁すべき。(民間が公立学校を包括的に管理・運営できるようにする)

福祉・保育など他の分野でも広く認められている「公設民営」方式について、学校に限って導入できないのは不合理。委託契約を適正に締結すれば、地方公共団体などの学校設置者の責任放棄には決してならない。

6.株式会社等による農地取得の解禁

【ポイント】 少なくとも特区において、株式会社等が農地を取得できるようにすべき。

農地を取得・所有した場合の「農地転用や耕作放棄のリスク」は、何も株式会社等に限ったものではなく、自作農や農業生産法人にとっても同じ。土地利用規制の適正な運用などによって対応可能。